

秋田市公報

あきた

第1174号 号外

令和4年09月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

監査公表

監査公表

監査委員事務局

監査公表

平成31年度、令和2年度および令和3年度に実施した包括外部監査について秋田市長からならびに令和3年度に実施した包括外部監査について秋田市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年8月31日

秋田市監査委員	島	崎	正	実
秋田市監査委員	高	井	宏	司
秋田市監査委員	菅	原	琢	哉
秋田市監査委員	三	浦		清

令 4 総 第 1 1 6 2 号

令和 4 年 8 月 1 9 日

秋田市監査委員 様

秋田市長 穂 積 志

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 3 1 年度、令和 2 年度および令和 3 年度に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、次のとおり通知します。

平成31年度包括外部監査（秋田市のまちづくりに関する事務の執行について）の結果に対する措置状況

<p>項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p>第3章 秋田市のまちづくりについて 3. 監査の結果 (3) 空き家対策について 【意見5】 空き家の活用について（40頁・7頁） 地方自治体自らまたは共同出資等によるランドバンクを設立し、空き家の活用方法について検討されたい。</p> <p>第4章 監査対象とした各課の事業に対する監査の結果 1. 都市総務課 1-2 監査の結果 (1) 中心市街地活性化基本計画推進経費について 【意見6】 歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）の減少要因の調査・分析について（46頁・7頁） 大きな通行量の減少が続いており、市民の行動様式等に構造的な変化が生じていることも考えられることから、計画期間の最終フォローアップを待たず、目標と実績の乖離を調査・分析することが望ましい。</p>	<p>（措置予定・検討中：住宅整備課） 令和3年3月に策定した第2期秋田市住生活基本計画の空き家等の利活用促進施策の一つとして、空き家や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性を検討することとしており、今後、ランドバンク事業の有効性や実現性について関連団体等との連携も含め検討する。</p> <p>（措置済み：都市総務課） 最終フォローアップ調査で市民アンケートを実施し目標と実績の乖離を調査・分析した結果、新型コロナウイルスの感染拡大による外出機会の減少という行動様式の変化が見られた。</p>

2. 都市計画課

2-2 監査の結果

(1) 屋外広告物管理システムについて

【意見8】屋外広告物管理システムの契約の方法について（52頁・8頁）

システムの更新を機会に、他のシステムを使用する可能性も検討すべきであったと考える。また、他のシステムを使用する可能性がある場合には、複数年契約を前提として、一般競争入札や公募型プロポーザル方式などの方法で、競争性を発揮すべきである。

（措置済み：都市計画課）

システムの契約方法について検討した結果、令和4年度のシステム更新において、屋外広告物管理システムの契約方法を一般競争入札とした。

4. 住宅整備課

4-2 監査の結果

(1) 空き家定住推進事業について

【意見13】空き家バンクに登録できない空き家に対する対策の強化について（70頁・10頁）

流通性のある空き家については、空き家バンクなどの受け皿が構築されているが、ここから漏れてしまうものは、多くが活用されない空き家になってしまうため、空き家バンクに登録できない空き家に対する対策を強化することが重要であると考え。また、空き家になる前の段階での対策がより有用なものと考える。

（措置予定・検討中：住宅整備課）

空き家バンク登録ができない空き家については、今後もますます増加することが想定され、その対策の強化を図ることが重要であることから、令和3年3月に策定した第2期秋田市住生活基本計画で空き家対策を強化することとしており、この中で、流通が困難な空き家の解決に向けた新たな手法や関係団体との連携体制等について検討する。

また、空き家になる前の段階での対策として、令和4年度から住宅リフォーム支援事業の利用制限を拡充したところであるが、さらなる有効な対策を引き続き検討する。

5. 防災安全対策課

5-2 監査の結果

(1) 老朽危険空き家等対策経費について

【意見14】 特定空き家等に対する措置について (77頁・10～11頁)

特定空き家等に関する適切な措置の実施を図るため、国の指針を参考に地域の特性を踏まえた特定空き家の認定に関するマニュアルを作成する必要があると考える。

(措置予定・検討中：防災安全対策課)

令和7年度までに空き家等対策計画の策定を予定しており、同計画内において特定空き家等に対する措置等の事項と併せ、特定空き家等の認定に関するマニュアルを作成する。

令和2年度包括外部監査（地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について）の結果に対する措置状況調書

<p>項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p>第5 外部監査の概要と結論（各論） I 中小企業振興基本条例推進事業 1. 創業支援拠点整備事業 【意見6】専門家が行ったサービス内容のアンケート調査について（45頁・8頁） チャレンジオフィスあきたに専門家（創業支援担当課長）が常駐することによる事業効果を測定するため、また、より良いサービス提供のために、入居者に対してサービス内容の満足度を計るアンケート調査などを実施することが望まれる。</p> <p>III 企業の活性化の推進 2. 創業支援事業 【指摘事項11】敷金を補助対象経費とすることについて（86頁・19頁） 補助対象経費の事業拠点費について、要綱上「事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費」と定めており、市はこの事業拠点費に「敷金」も含むものと解釈し、補助対象経費として運用している。</p> <p>しかし、「敷金」は故意または過失等により発生した汚損、毀損の修繕や賃料の不払いが無い場合には、基本的に支出した敷金は全額入居者へ返金される。</p> <p>また、敷金は会計慣行上「経費」ではなく「資産」として計上されることから、敷金の経費性は認められない。</p> <p>以上のことから今後、市として敷金を補助対象経費から外すことを検討されたい。</p>	<p>（措置済み：商工貿易振興課） 入居者とは、毎月定例の面談を行い、経営状況などに関するヒアリングを継続して行うとともに、良好な関係の構築にも配慮することにより、サービス内容に対する意見等の吸い上げに努めている。</p> <p>（措置予定・検討中：商工貿易振興課） 「敷金」は事務所や店舗の賃借契約時に必要な費用の一部であり、創業時の初期費用として創業者の大きな負担になることから、本市ではこれまで、申請要領において、「敷金」も補助対象としていたものである。</p> <p>引き続き、「敷金」を補助の対象外とすることについて、他の公的制度等も事例として参考にしながら、その可否を検討する。</p>

【意見21】 支援区分「伝統工芸創業支援事業」のパンフレットへの記載について（87頁・21頁）

創業支援補助金の紹介パンフレットにおいて、「創業支援事業」「Aターン創業支援事業」は対象者や補助対象経費、申請の流れ等の詳細説明があるものの「伝統工芸創業支援事業」についてはパンフレットに一切の記載がない。

「伝統工芸創業支援事業」についてもパンフレットに記載し、広く募集することを検討されたい。

【意見22】 創業支援事業審査委員会のメンバー構成について（87頁・21頁）

創業支援事業審査委員会（以下、「審査会」という。）には、市内の中小企業診断士や有力企業の経営者等に加え、市からは地域金融機関で実務経験がある創業支援担当課長が参加しており、経験豊富なメンバー構成となっており、審査会議事録を閲覧する限りにおいてもその能力・資質・経験に疑義はない。

一方で、現審査会メンバーは50代を中心に構成させているが、市場感覚を向上させることを目的に、能力・経験等を精査のうえ、市の若手有望者を審査委員に加えることを提案したい。

（措置済み：商工貿易振興課）

創業支援補助金のうち「伝統工芸創業支援事業」については、本市ホームページ上で他事業と同様に紹介を行っているほか、新たに紹介パンフレットに記載し、周知を図っている。

（措置予定・検討中：商工貿易振興課）

創業支援事業審査委員会の審査においては、高度な知識や経験による判断が必要となることから、それに相応しいメンバーを選び、委嘱している。

市場感覚を適正に反映させることは必要であり、若手を委員として加えることは一策であると考えるが、対応については今後の委員の委嘱替えの際に検討する。

令和3年度包括外部監査（情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について）の結果に対する措置状況調書

<p>項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p>第3 監査対象の概要及び総論 3. 秋田市の情報システムの概要 【意見1】市町村における情報システム経費に関する秋田市との比較とベンチマークの設定について（19頁・4頁）</p> <p>情報システム経費について、他の地方自治体を参考にベンチマークとして年間10億円を設定し、それを目標とする精査が望まれる。そのために今後の方針として、①標準化の進展、②クラウド化の進展、③共同化（広域連携）の進展、④A I、R P Aの活用等を検討すべきである。</p>	<p>（措置困難：情報統計課）</p> <p>システムの状況により、必要経費が変動することから、ベンチマークの設定は困難であるが、経費節減の必要性は強く認識しているところであり、これまでもシステム更新のタイミングで、クラウドサービスの活用やシステムの共同利用等について検討を行うなどしてきたところである。今後とも各課所室の情報システム経費の全体把握に努め、さらなる経費節減に取り組んでいく。</p> <p>標準化については、対象の20業務について、所管課所室、システム利用の有無、パッケージ名、リース期間など現状を整理したところであり、国が作成を進めている標準仕様や、システム開発ベンダ、他都市の状況などを注視しながら対応していく。</p> <p>共同化については、これまで秋田県内自治体のみでの共同利用であった秋田県情報セキュリティクラウドについて、令和4年4月から、東北6県および新潟県に規模を拡大して共同利用を開始したところであり、本市で独自調達していた一部機器についても共同利用するサービスに移行するなど経費の削減を図っている。</p> <p>R P Aについては、令和4年度から全庁共通業務などに導入を予定しており、順次適用業務を増やしていくこととしている。</p> <p>クラウド化については、国や他市町村の動向を見ながら検討していく。</p>

【意見 2】標準化に伴う今後の作業について (25頁・6頁)

標準化に伴う作業について、プロジェクト組織を作成するなど、比較的早いうちに当該業務の秋田市での全体像を整理しておくべきである。

(措置済み：情報統計課)

標準化対象の20業務について、所管課所室、システム利用の有無、パッケージ名、リース期間などの現状を整理した。

今後、国が作成を進めている標準仕様や、システム開発ベンダ、他都市の状況などを注視しながら、標準化への対応を検討していく。

4. 秋田市の情報システムに関する規程の整備状況

【意見 3】秋田市情報システム調達マニュアルの改訂について (27頁・6頁)

秋田市情報システム調達マニュアルは、平成26年から改訂がなされていないため、セキュリティの概念の拡大や情報システムの標準化・クラウド化の進展等に合わせ、全面的な改定が必要である。

(措置済み：情報統計課)

デジタル庁が公開するデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を参考とし、令和4年3月に全面改訂を行い、庁内に周知した。

【意見 4】IT資格助成について (29頁・7頁)

秋田市の職員の資格助成については資格取得費用の一定額(1/2、最大2万円)を補助することとしているが、雇用保険における教育訓練給付制度や民間の資格補助制度と比較した場合や、実際に職員が資格を取得するのにかかる費用(専門学校等)を考慮すると、現状では最も簡単な資格程度しか想定できない状況である。これでは高度情報処理試験等の国家資格を取得する動機にはなりえないであろう。今後検討をされたい。

(措置済み：人事課自治研修センター)

資格取得助成金の増額ではなく、デジタル化の推進に向けた専門的人材の育成支援を目的に、IT資格を取得する上で必要な知識・技能を習得するため外部研修機関に職員研修の一環として、公費で派遣することとした。

【意見5】脱PPAP問題への対応について（29頁・7頁）

脱PPAP問題について、秋田市では研修等で取り上げてはいるものの、改善の動きはないため、他の自治体の例も参考に、ファイル転送サービスを利用する方法等を検討してはどうか。

（措置予定・検討中：情報統計課）

引き続き、国や他市町村の動向を注視しながら対応を検討し、国から指針が示された場合等には、それに従い対応する。なお、ファイル転送サービスについては、主に大容量ファイルの送受信を目的に既に導入しているところである。

第4 監査対象とした個別システム等の概要と結論

1. ホームページの維持管理とセキュリティ対応（その1）

【意見6】ホームページ秋田市いいわの情報セキュリティについて（35頁・8頁）

暗号化通信プロトコルバージョンの設定がTLS1.2であり最新の設定ではない。安全性に問題はないが、最新の設定であるTLS1.3の採用を積極的に検討すべきである。

（措置困難：人口減少・移住定住対策課）

現在のバージョンでも安全性の問題はないことに加え、最新バージョンでは、利用者の環境によりホームページが閲覧できなくなる懸念もあることから、現時点での検討の予定はない。

【意見7】秋田市ホームページの情報セキュリティについて（36頁・8頁）

暗号化通信プロトコルバージョンの設定がTLS1.2であり最新の設定ではない。安全性に問題はないが、最新の設定であるTLS1.3の採用を積極的に検討すべきである。

（措置困難：情報統計課）

現在のバージョンでも安全性の問題はないことに加え、最新バージョンでは、利用者の環境によりホームページが閲覧できなくなる懸念もあることから、現時点での検討予定はない。

2. ホームページの維持管理とセキュリティ対応（その2）

【指摘事項1】ウェブアプリケーションの脆弱性について（40頁・9頁）

秋田市観光myタクシー多言語予約サイトについて、以下の未対策があった。

- No. 1 セッション管理の不備
- No. 2 クロスサイト・スクリプティング
- No. 3 バッファオーバーフロー

（措置予定・検討中：観光振興課）

No. 1～3のすべてにおいて、令和4年度にシステム改修を行う予定である。

【意見8】 TLS暗号設定ガイドラインチェックリストの実施に伴う不備事項の是正について (41頁・9頁)

秋田市観光myタクシー多言語予約サイトについて、以下の未対策があった。

・ TLS 1.3未実装について

TLS 1.3は、TLS 1.2策定以降に見つかった新たな脆弱性や攻撃手法への対策を施すと共に、QUIC（現在IETFで標準化が進められているトランスポートプロトコルである。内部的にTLS 1.3を利用する）等のプロトコルに対応するための性能向上を狙いとして、プロトコルと暗号アルゴリズムの抜本的な再設計が行われたものであり、令和2年3月の時点では最新バージョンである。1つ前のバージョンであったからと言ってすぐに脆弱であるとは結論づけられないが、安全性向上のため最新バージョンのものを実装する必要がある。

・ サーバ証明書設定事項の確認行為を仕様書に明記することについて

サーバ証明書の設定事項は満たされているが、当該事項を行うことについて契約書の仕様又は運用手順書に記載がされていなかった。受託業者が正しく実施しているから事実上問題はないが、契約書等の更新の際には改めて記載することが必要である。

・ 暗号スイートの設定範囲について

多くのブラウザとの相互接続性を確保するためには、対象とするブラウザに実装されている暗号スイートを幅広く受け入れる設定にすることとなる。現在の設定は多少狭い範囲であると考えられることから、利用できる暗号スイートを広げるべきである。

(措置予定・検討中：観光振興課)

暗号スイートを適切に設定することによって、セキュリティ対策がなされていることから、現時点では緊急にTLS 1.3へ更新する必要はないと考えている。

ただし、TLS 1.3を実装するサーバに移行することがセキュリティ上、良いという認識に変わりはないことから、今後実装に向けて検討を行うこととしている。

(措置済み：観光振興課)

令和4年度保守管理契約時に、サーバ証明書設定事項の確認行為について、仕様書に明記した。

(措置済み：観光振興課)

令和4年6月に改善した。

3. 情報システムのシステム構築について
【指摘事項2】 法定外公共物財産管理システム再構築業務委託の契約手続について
(45頁・10頁)

・設計書の設計方法が不明である。特に、各工程における機械損料を基に開発日数を合計すると247.1日となるが、開発期間が159日であることを考えると当該見積もりには疑問が持たれる。

・人員単価や見積りの積み上げが一般的相場より割高であり、先に入札参加希望業者からの見積りに合わせて設計がなされたのではないかとの疑問が持たれる。提案依頼書を発行し、見積もりを依頼する場合でも、各単価や工数を精査し、不自然な点がないかを検証する必要がある。

・契約書における仕様書の記載について、当該システムをクラウドベースで設計するとしていながら、データセンターの要件がそれに該当しない記載となっている。仕様書の記載においても論理一貫性を保つ記載とすべきである。

(措置済み：財産管理活用課)

機械損料の設計については、業者から提出された見積りを参考に各工程ごとにパソコン等の機械作業の必要日数を合算して計上しているが、内訳を設計書に記載していなかった。

今後は、「必要日数×使用するパソコン台数」と詳細な内訳を記載することとする。

システムの構築については、ファイル形式の異なるデータの抽出や移行が必要とされるほか、秋田市仕様のカスタマイズ作業も多く、当該事務に精通した技術が必要となることから、業者から参考見積りを徴取し、設計している。

今後は、システムの特長や条件等を踏まえ、適正な設計に努めていく。

今後は、同様の仕様書の作成について、物件ごとに条件を精査した上で、見直すものとする。

4. 情報システムに係る運用業務について

【意見9】標準化に向けた長期継続契約について（48頁・11頁）

・秋田市においても生活保護システムについては、今後の標準化仕様対応版の登場時期を考慮すると長期継続契約を3年間とする案もあったのではないかと。

・標準化との関係で、生活保護システムをクラウド化する要件定義を採用すべきであったのではないかと。

・生活保護システムの更新、またはそれ以降の近い時期に一部業務についてRPAの導入の検討及び実装を行うべきである。

（措置済み：保護第二課）

現行システムの契約時に、標準化に関して明確な計画が国から示されていなかったことから、長期継続契約に関する取扱要綱に沿って、契約期間を5年間としたものである。今後のシステム更新時では国の動向を確認し、契約期間を考慮することとしている。

（措置予定・検討中：保護第二課）

現行システムの契約時には、標準化に関して明確な計画が示されていなかった。加えて、セキュリティ上の観点から、市民の情報を外部に保管することについて時期尚早と判断したことから、現行システムのクラウド化する要件定義を採用しなかったものである。今後のシステム契約時にクラウド化に関して国の方針を考慮したうえで、庁内およびベンダーなどと調整し、導入の検討を行うこととしている。

（措置予定・検討中：保護第二課）

生活保護システムに関して、国では令和4年夏までに標準仕様書を作成することとなっている。当市でも国の動向を確認し、令和7年度から稼働する新システムへこの標準仕様書を反映させることとなる。新システムの機能の中で、事務の効率化が見込まれる業務を精査した上で、庁内およびベンダーなどと調整し、導入の検討を行っていく。

5. 情報システムに係る機器の管理状況について

【指摘事項3】 契約締結の遅延について (51頁・12頁)

財務規則の契約締結期間である7日以内を超過した場合、安易に遅延を認めるのではなく業者側に理由を記載した文書の提出を求めるなど遅延を是正するような対策を講じるべきである。なお、契約の相手方が遠隔地であることがやむを得ない理由に該当するのか市は再検討する必要がある。

(措置済み：情報統計課)

7日以内での契約締結を原則とし、仮に相手側の理由で超過する場合には、理由を精査し、認める場合には文書の提出を求めることとする。

【意見10】 再利用するHDDの管理について (52頁・13頁)

秋田市では、廃棄するPCのHDDについて一部再利用を行っているが、本体から取り外した時点から台帳管理を行う必要がある。

(措置済み：情報統計課)

令和3年度から台帳管理を実施したところであり、今後は取り外した時点で台帳に登録を行うこととする。

【指摘事項4】 委託業務の完了確認について (53頁・13頁)

市が機器の廃棄を委託した業務の完了報告書について、作業対象台数と作業を行った台数の報告書の記載誤りを見落としていた。

(措置済み：情報統計課)

正しい完了報告書を手直しした。今後は記載内容の確認を徹底する。

【指摘事項5】 機器の実地棚卸について (53頁・14頁)

各課所室で調達されたネットワークに接続されていないPCの実在性の確認が不十分であることから、管理台帳等と定期的に照合を行う等実在性が確認できる体制を取る必要がある。

(措置済み：情報統計課)

令和3年度の点検から、各課所室を対象に毎年実施しているセキュリティ点検の点検項目として、個別に導入したノートPC等の管理状況を加え、定期的に確認を行うこととした。

【意見11】 入札における競争性の確保について (54頁・14頁)

サンプル抽出した公募型指名競争入札による契約において、令和元年度以降、応札業者が特定の2者であったり、1者のみとなる契約が発生している。入札要件に地元企業の要件を入れることの是非、分割発注等の発注方法の見直し等の検討を行い、競争性の確保に努める必要がある。

【意見12】 事務処理におけるRPA導入の促進について (55頁・15頁)

RPAについて、令和4年度に秋田市が導入を予定している、行政事務システム、個人住民税賦課業務、福祉医療、児童手当、児童扶養手当以外の業務においてもさらなる導入促進の検討が必要なものと思われる。

7. 上下水道統合型管理情報システムの運用状況等について

【意見16】 上下水道のDX化について (95頁・19頁)

上下水道のDX化については、具体的な政策が実行されていないことから、先行事例（広島県）を参考にされたい。

(措置困難：情報統計課)

地元企業の要件に関しては、プリンター等の機器故障時の速やかな保守対応のためにも必要なものと考えている。発注方法に関しては、分割発注すると1台あたりの単価が高くなるため、スケールメリットを考慮し、必要台数一括の調達としているものである。

(措置予定・検討中：デジタル化推進本部)

令和4年度から全庁共通業務などに導入を予定しており、順次適用業務を増やしていくこととしている。

(措置予定・検討中：上下水道局総務課)

先行事例を参考とするとともに、秋田市デジタル化推進計画との整合を図りながら、上下水道のDX化の方向性を検討していく。

【意見17】 現行システムの課題とDX化、広域化について (96頁・20頁)

・浄水場監視制御システムは、サポート期間を超えたOS等を利用しており、今後できるだけ早い時期に適切な対応をすべきである。

・浄水場監視制御システム等について、今後、更なるシステムの効率的運営等を図るために、システム間の統合等を実施することが望ましい。

・上下水道管路情報管理システムについて、中期・長期計画を考える場合に、クライアント・サーバ方式から、クラウドサービスを利活用できないかを検討することも有効であると思われる。

・災害の種類や規模等の情報システムに係るリスク評価や、これに対する対応策が十分とは言えない状況であることから、情報統計課等と連携しながら、災害時のリスク対応に関する体制を整備することが望ましい。

・仁井田浄水場の更新においては、適切な設備の導入を行い、既存システムともできる限り統合するなど、効果的・効率的な利活用に努めることが必要である。

(措置済み：浄水課、仁井田浄水場建設室)

新仁井田浄水場は、令和9年度の稼働を目指し、現在整備事業を進めていることから、これに合わせシステムを更新する。なお、現システムは、令和元年度にサポートに対応したシステムを1系列増設したほか、外部ネットワークから完全に独立して運用することで対応している。

(措置困難：浄水課)

浄水場監視制御システムについては、外部のネットワークと接続せず、セキュリティ対策を優先することが適切と考えていることから、現状を維持する。

(措置予定・検討中：水道維持課)

クライアント・サーバ方式とクラウドサービス方式について、費用対効果を含めた双方のメリットやデメリットを検証し、次回のサーバ更新時におけるサービスの利活用を検討する。

(措置予定・検討中：上下水道局総務課)

情報システムに係る災害時のリスク対応については、情報統計課等と協議しながら、リスクの抽出、評価をした上で、マニュアルの整備等を検討していく。

(措置済み：仁井田浄水場建設室)

新仁井田浄水場の整備に当たっては、最新のICT技術を導入することで、既存システムの有効活用を図りながら、浄水処理の効率化に努める。

・秋田市デジタル化推進計画に記載されている3つの事業（水道のスマートメーター導入の検討、流量・水圧遠隔監視システムの整備、マンホールポンプ遠隔監視システムの構築）について、できる限り既存のシステムとの統合等を図り、効率的な運用を行えるようにすべきである。

・今後、上下水道事業に関する人員等の不足や、事業の効率化等のために新たな広域化に関する見直し等も必要となってくる可能性があることから、適切な情報収集と対応が必要になると思われる。

（措置予定・検討中：お客様センター、水道維持課、下水道施設課）

秋田市デジタル化推進計画と整合を図るとともに、セキュリティ対策や費用対効果等を検証しながら、施策ごとに検討していく。

（措置済み：上下水道局総務課）

水道事業、下水道事業ともに、秋田県が中心となり広域化や共同化に関する検討を進めていることから、これらの情報を収集しながら、適切に対応する。

令4教総第1324号

令和4年8月19日

秋田市監査委員 様

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

令和3年度に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり通知します。

令和3年度包括外部監査（情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について）の結果に対する措置状況

<p>項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p>第4 監査対象とした個別システム等の概要と結論</p> <p>6. 次世代型学校ICT情報システムに係る機器の管理状況について</p> <p>【意見13】 タブレットを使用した指導方法の体系化について（62頁・17頁）</p> <p>今後、全国的な活用事例等に係る情報収集や実施した指導方法について適時適切な評価・効果測定を通して有効な指導方法を体系化していくことが求められる。</p> <p>【意見14】 小中学校教師のICTスキルのバラつきへの対応について（63頁・17頁）</p> <p>ICT活用スキルの評価や確認、適切なフォロー体制の構築や、チェックリストを人事評価ツールとして利用することなどを通し、ICTを活用した教育の強力な推進が必要であると考えます。</p> <p>【意見15】 児童生徒のタブレットの家庭への持ち帰りについて（66頁・18頁）</p> <p>現在は持ち帰る運用を原則的に行っていないが、タブレットの持ち帰り利用を早期に実現することが望まれる。</p>	<p>（措置済み：学校教育課・教育研究所）</p> <p>タブレット端末を活用した実践事例等を掲載した指導資料を作成し、すべての小・中学校に配布し、各校での活用の推進を図っている。また、「小中9年間で身に付けたい能力表」を作成し、指導内容についての体系化を進めている。また、全国的な活用事例についての情報収集を継続し、有効な指導方法の体系化に取り組む。</p> <p>（措置済み：学校教育課・教育研究所）</p> <p>すべての小・中学校を訪問し、各校のニーズに合わせたICT活用推進講習会を実施している。また、各教科等の専門研修において、ICTを活用した授業づくりの演習等を行い、チェックリスト等を踏まえた教員のスキルアップを図っている。さらに、ICT支援員を2校に1人（国の基準は4校に1人）引き続き配置し、機器操作などの教員のサポートを行っていく。</p> <p>（措置予定・検討中：学校教育課）</p> <p>現時点で、家庭への持ち帰りは臨時休業などの非常時を想定しているが、家庭に持ち帰る際に必要な環境整備等、課題の整理を進めている。</p>